平成２３年（フ）第１４４号
沖縄県うるま市与那城屋慶名228番地
債務者　伊計　　清
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４８号
沖縄県沖縄市字美里756番地の２　３Ｆ、住民票上の住所沖縄県沖縄市比屋根１丁目７番７号
債務者　米田　洋一
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４９号
沖縄県沖縄市字美里756番地の２　３Ｆ、住民票上の住所沖縄県沖縄市比屋根１丁目７番７号
債務者　米田　直美（旧姓喜友名）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５４号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味297番地
債務者　照屋美智代（旧姓金城・松田）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５０５号
福岡県太宰府市宰府４丁目９番32号
破産者　吉武　尚美
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２１号
福岡市東区若宮２丁目13番20号、前住所愛知県豊田市大林町９丁目99番地アリビオ大林
破産者　松尾　淳一
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５号
福岡市城南区樋井川６丁目７番14号
破産者　松尾　征夫
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５３号
福岡市中央区薬院１丁目15番８―603号
破産者　有田美穂子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８１号
宮城県多賀城市丸山２丁目１番１号　自衛隊営舎内
破産者　高橋　孝幸
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
水戸市河和田１丁目1649番地の31、開始決定時の住所茨城県水戸市双葉台１丁目38番地の１
破産者　阿部　義一
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林405番地２　ファミールパレスＢ―101号
破産者　土信田満美
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２５号
埼玉県越谷市蒲生４丁目９番40号
破産者　佐伯　　徹
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
新潟市中央区三和町５－３　ハイツ居村103、住民票上の住所新潟市江南区上和田185番地
破産者　井上　千惠
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７号
新潟市西区上新栄町５丁目７番70号
破産者　田中　　聡
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
山梨県韮崎市清哲町折居67番地１　市営清哲住宅Ｂ棟４号、開始決定時の住所山梨県甲斐市大久保1400番地34
破産者　斉藤　英幸
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
山梨県韮崎市清哲町折居67番地１　市営清哲住宅Ｂ棟４号、開始決定時の住所山梨県甲斐市大久保1400番地34
破産者　斉藤　佳子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
山梨県甲斐市岩森1342番地４、開始決定時の住所山梨県甲斐市下今井1987番地37
破産者　藤本　芳彦
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
山梨県笛吹市春日居町鎮目29番地３　春日居ライフピアＡ1127
破産者　八巻　秀一
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係